

三 今後値下ヲ為ス場合ハ今回ノ代表者ヲ推シ折衝相立議事ニ事
 態ヲ異化セシメサル様努ムルコト
 三 今回ノ爭議ニ関シテハ撤任者ヲ出サハルコト
 右及申(通)報候也

二三一—一—七七

5. 12. 5
 1979

共社第四三五五部

昭和五十二年十一月一日

警視總監

凡

小嶋 吉

二二二—二二二七

内務大臣安達謙藏殿
 社會局長 長官殿

島田製作所勞働爭議ニ関スル件 (第一報—終五)

要旨ニ取テ各團員取一外三名ヲ解雇シタルニ對シ復職ヲ要請シ拒絶セラレタルニ
 端ヲ發シ本月二十日ヨリ爭議ニ入リ

標記製作所ニ勞働爭議發生セルカ其ノ状況左ノ如ク

記

一 爭議發生ノ場所

神田区初泉町一番地十一番

二 事業主側